
中国の「九つの門」と インド太平洋地域の海洋安全保障

日本の課題

小谷 哲男

Kotani Tetsuo

はじめに

2010年12月27日付の『朝日新聞』に、「泳ぎ出る巨龍——九つの門」と題し、中国が9つの「出口」を通じて太平洋とインド洋への進出を目指しているという分析記事が掲載された。この記事によれば、中国は太平洋への出口として、日本海から宗谷海峡を抜けるルート、東シナ海から宮古水道など南西諸島を抜けるルート、台湾海峡からバシー海峡を抜けるルートを検討し、インド洋への出口としては、南シナ海からマラッカ海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡を抜けるルートを念頭に置いている。記事では、これらの海峡は「平時は監視され、有事には封鎖される」ため、これらを自由に使い、敵の利用を拒絶することを目指す必要があるとする中国の軍関係者の発言が引用されている⁽¹⁾。

2008年にソマリア沖海賊対処のために海軍をインド洋に派遣し始めたころから、中国は実際にこれら9つの海峡を通じてインド太平洋地域への海洋進出を本格化させるようになった。東シナ海では人民解放軍による訓練や情報収集が常態化し、南シナ海では大規模な埋め立てを行なって軍事化を進め、インド洋にも潜水艦を含めた艦船の派遣を行なっている。中国はジブチに事実上の海外基地を保有しているが、「一带一路」構想を通じて、インド洋や太平洋島嶼国にさらなる海外拠点を築こうとしているともみられている。また、中国は政府公船や漁船を使ったハイブリッド戦によって、東シナ海や南シナ海で現状変更行動を継続している。このような中国の海洋進出は、インド太平洋地域の沿岸国にとって共通の懸念材料となっており、日本にとっても領域防衛とシーレーンの安全確保の観点から大きな課題となっている。

本稿は、9つの海峡を通じた中国の太平洋およびインド洋への進出に、より有効に対処し、シーレーンの安定と海洋法秩序の維持のために、日本がとるべき方策を検討する。以下では、まず中国による9つの海峡を通じたインド太平洋地域への進出の現状を概観し、次に日本のインド太平洋地域における海洋安全保障政策を評価する。そのうえで、日本が中国の海洋進出に、より有効に対処する方法について検討する。

1 中国の太平洋およびインド洋への進出

中国人民解放軍は、近年、インド太平洋地域での活動を活発化させている。

東シナ海では、人民解放軍が東シナ海の海空域で情報収集と訓練を常態化させ、太平洋への進出の頻度も高めている。その際に最も頻繁に通過しているのは、宮古水道である。2016

年12月と2019年6月には中国の空母が随伴艦とともに宮古水道を通過し、2018年1月には潜水艦が宮古水道から東シナ海への潜没航行したことが確認され、海軍が外洋での運用能力を高めている。そのほか、中国艦船が大隅海峡やトカラ海峡を通過したことも確認され、南西諸島の複数の海峡を太平洋への進出のために使うようになっている。上空では、情報収集機や戦闘機、爆撃機、電子戦機も宮古水道上空を通過して太平洋に進出している⁽²⁾。2017年の8月には、6機の爆撃機が宮古水道を抜けた後、紀伊半島付近まで飛行した。米国防省はこの飛行を、本州の在日米軍および自衛隊施設を攻撃する能力を示したものと評価している⁽³⁾。

上記人民解放軍の太平洋への進出は、2016年に民主進歩党の蔡英文政権が誕生して以来続いている台湾に対する圧力の強化にも関連している。人民解放軍は、爆撃機と戦闘機による台湾の周回飛行を頻繁に行なうようになり、バシー海峡から宮古水道を抜けて東シナ海に入る事例や、宮古水道からバシー海峡に入る事例が増えている⁽⁴⁾。空母を含む艦船も台湾の周りを一周するようになり、たとえば2016年12月に宮古水道を通過した中国の空母は、その後バシー海峡を抜けて南シナ海に入った後、台湾海峡を抜けて東シナ海に向かった⁽⁵⁾。2018年4月には、中国の空母が南シナ海からバシー海峡を抜けて太平洋に入り、宮古水道から東シナ海に入っている⁽⁶⁾。2019年6月に東シナ海から宮古水道を抜けた空母は、台湾国防部の発表によれば、その後バシー海峡から南シナ海に入り、台湾海峡を抜けている⁽⁷⁾。

人民解放軍は、東シナ海から対馬海峡を抜けて日本海での活動も活発化させている。艦船による日本海への進出は従来から行なわれていたが、2016年8月と2017年1月には、海軍の艦船と航空機が日本海で「対抗訓練」を実施している。2017年以降、空軍の爆撃機や戦闘機、情報収集機も対馬海峡を抜けて日本海に入るようになり、その頻度が急激に増えている。さらに、海軍は津軽海峡や宗谷海峡を抜けて日本海と太平洋を行き来する回数も増やしている⁽⁸⁾。2019年7月には、中国とロシアの爆撃機が東シナ海から対馬海峡を抜けて共同パトロールをする事案も発生した⁽⁹⁾。

周辺国と領有権争いを抱える南シナ海で、中国は軍事化を進めている。西沙諸島では既存の滑走路の延長や、地对空ミサイルの配備、戦闘機および爆撃機の離発着が確認されている。2014年以降、中国は南沙諸島の7カ所で大規模な埋め立てを実施し、大型滑走路の整備や、地对空および地对艦ミサイルの配備、レーダー妨害装置の配備が確認され、そのほか港湾、ヘリパッド（ヘリコプターの離発着場）、レーダー、通信施設などの整備も進んでいる⁽¹⁰⁾。南沙諸島では、戦闘機や爆撃機の離発着は確認されていないが、爆撃機による南シナ海での「戦闘パトロール飛行」が確認されている⁽¹¹⁾。南沙諸島が爆撃機の拠点として使用されるようになれば、インド洋での作戦も可能となる⁽¹²⁾。また、中国は戦略ミサイル原子力潜水艦を海南島に配備しており⁽¹³⁾、南シナ海の海中では多数の潜水艦が作戦を行なっていると考えられる。

さらに、人民解放軍は、「遠洋護衛」の観点からインド洋での活動を行なっている。2008年から行なっているアデン湾での海賊対処活動を継続している。2017年に、中国はジブチに事実上の海外基地を開設し、後方支援の拠点として活用している。中国は一带一路構想の下で、ミャンマーのチャウピュー港、スリランカのハンバントータ港、パキスタンのグワダル港の開発に力を入れており、債務不履行に陥ったスリランカからハンバントータ港を99年間

租借した。中国は、これらの港を将来の軍事拠点とみなしている可能性が高い⁽¹⁴⁾。インド洋での中国潜水艦の存在も確認されており、2014年にはスリランカのコロンボ港に、2017年にはパキスタンのカラチ港に寄港している⁽¹⁵⁾。中国海軍がどのようなルートでインド洋に入っているのかについては情報が不足しているが、水上艦はマラッカ海峡を通過していると考えられる。一方、潜水艦は、水深の浅いマラッカ海峡は潜没航行には適さないため、ロンボク海峡かスダ海峡を通過している可能性が高い。

中国の海洋進出は、既存の国際法やルールと相容れない場合があり、航行の自由や上空飛行の自由に対する脅威となっている。中国海警局の公船がほぼ毎日尖閣諸島周辺の接続水域にとどまり、領海侵入は月平均3回程度行なわれるが⁽¹⁶⁾、公船による領海侵入は無害通航とはみなされない。また、中国の情報収集艦や戦闘艦、そして潜没潜水艦が尖閣諸島周辺の接続水域を航行したが、これらは国際法違反とは言えないものの、緊張を高める挑発行為である。中国が東シナ海上空に設定した「防空識別区」は、通過するすべての航空機を中国当局の管理下に置こうとしており、飛行の自由を妨げかねず⁽¹⁷⁾、実際に自衛隊と米軍の警戒監視活動を妨害する事例も発生している⁽¹⁸⁾。2016年6月に中国の情報収集艦が日本の領海であるトカラ海峡を通過した際、中国は同海峡を「国際航行に使用されている海域」とみなし、無害通航権より自由度の高い通過通航権を主張した⁽¹⁹⁾。2016年7月に、国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所が中国の九段線に基づく南シナ海での「歴史的権利」を否定する判断を下したが、中国は仲裁そのものを否定し、海洋法秩序を揺るがした⁽²⁰⁾。

以上のように、中国は東シナ海と南シナ海で接近阻止・領域拒否（A2/AD）能力を高め、平時においても独自の国際法解釈に基づく行動を強めている。特に、台湾有事には、米軍などの介入を相当程度遅らせる能力を保有しつつあると評価できる。インド洋においては、長期的な海軍の作戦を維持するための拠点の整備が今後の課題である。当面は、インド洋沿岸国で整備中の港湾の整備を続けながら、非脆弱性の高い潜水艦による作戦を拡大していこう。

加えて、中国は、南太平洋地域も一帯一路構想に含めるようになっており、太平洋島嶼国への援助を通じて影響力を拡大している。中国が開発にかかわっているフィジーのスバ港、パプアニューギニアのアネワ港とモレスビー港、バヌアツのルーガンビル港の4港については、将来的な軍事利用の可能性が指摘されている⁽²¹⁾。これらの港が人民解放軍によって利用されるようになれば、沿岸国や米軍による監視の目が行き届きにくい西太平洋のスルー海とセレベス海を経由した南シナ海からの活動が増えるかもしれない。

2 日本の海洋安全保障政策の評価

では、このような9つの海峡を通じた中国の海洋進出に対し、日本はどのように対処しているのだろうか。

まず、東シナ海から太平洋への進出に対して、日本は南西諸島方面の防衛力を強化している。2010年に改定された「防衛計画の大綱」で、それまでの北方重視の防衛体制を南西重視に変え、2013年の「防衛大綱」では「統合機動防衛力」による南西諸島の防衛が目指されるようになった。具体的には、日本周辺海空域の警戒監視を高め、海上優勢と航空優勢を維持

しながら、陸上部隊の南西諸島への機動展開能力が重視された。これにともない、那覇での戦闘機の増勢や早期警戒機の配備、スタンドオフ・ミサイルの導入、潜水艦の増勢、離島防衛にあたる水陸機動部隊や機動展開部隊の新設、そして早期警戒部隊や地対艦および地対空誘導弾（ミサイル）部隊の南西諸島への配備が進められた⁽²²⁾。

これらの措置により、日本周辺の海空域で人民解放軍の活動に対する警戒監視と情報収集能力は向上した。たとえば、2018年度に航空自衛隊は999回の緊急発進を行なったが、そのうち中国機に対する発進は638回であった⁽²³⁾。しかし、緊急発進の急増により、空自のパイロットは有事に備えた十分な訓練時間を確保できなくなっている。また、中国機のバシー海峡方面から南西諸島への飛来や、日本の太平洋岸での飛行は、地上レーダーでは捉えるのが難しいため、防空の盲点となりつつある⁽²⁴⁾。加えて、中国の航空機や水上艦、潜水艦の近代化が進み、搭載される巡航ミサイルの能力も向上しているため、有事の際の対処が難しくなっていると考えられる。

中国の軍事力の総合的な向上に対処するため、2018年に再度改定された「防衛大綱」は統合機動防衛力の考え方を踏襲しつつ、陸海空という従来の領域に加え、宇宙、サイバー、電磁波という新領域での領域横断作戦を行なう「多次元統合防衛力」の構築が目指されることになった。航空優勢と海上優勢の維持が困難でも、全領域をまたぐ作戦が生み出す相乗効果によって、特定の領域における劣勢を克服するという考えである。これを実現するため、戦闘機の増勢や能力向上、島嶼防衛用高速滑空弾部隊の新編、滞空型無人機による太平洋側の警戒監視の強化、航空運用機能などを強化したいずれも型護衛艦からの短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機の運用、総合ミサイル防空能力の構築、宇宙領域専門部隊の新編、サイバー防衛部隊の新編、電磁波作戦部隊の新編などが盛り込まれた⁽²⁵⁾。

また、日本は米国との協力を強化している。2015年に改定された「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）では、平時からの日米協力が拡大され、情報収集、警戒監視および偵察、海洋安全保障、訓練・演習、防空・ミサイル防衛などが盛り込まれた。武力攻撃事態（日本有事）では、新たに島嶼防衛や領域横断的作戦（サイバー・宇宙を含む）における協力が打ち出され、島嶼防衛では、自衛隊が主として上陸阻止、奪還作戦を行ない、米軍が支援することになった。また、同盟協力の実効性を確保するため、政策・運用の調整などを行なう同盟調整メカニズム、および共同計画策定メカニズムが設置された⁽²⁶⁾。

日本にとって重要なシーレーンである南シナ海およびインド洋では、主に沿岸国の能力構築支援とプレゼンス作戦を行なっている。2016年11月に、稲田朋美防衛相は「ビエンチャン・ビジョン」を発表し、日・東南アジア諸国連合（ASEAN）の防衛協力の指針として、法の支配の貫徹、海洋安全保障の強化、多分野にわたるASEANの能力向上を支援することが示された。これに基づき、2017年6月にシンガポール周辺海域を航行中の護衛艦の上で国際法セミナーを開催した。また、フィリピンに対して、10隻の巡視船と2隻の大型巡視船の提供に加えて、5機の訓練機TC-90の提供が行なわれてきた⁽²⁷⁾。TC-90の移転に関しては、有償貸し付けから無償譲渡に変更し、さらにフィリピン海軍パイロットに対する教育や、同海軍などの整備要員に対する維持整備の支援を含めた協力となっている⁽²⁸⁾。自衛隊は米軍の「航

行の自由作戦」には参加していないが、海上自衛隊は2017年からインド太平洋方面にヘリコプター搭載護衛艦を含む艦船を南シナ海およびインド洋に派遣し、各国との訓練や親善寄港を行なっている⁽²⁹⁾。また、2018年9月には、海自の潜水艦がベトナムのカムラン湾を訪問している⁽³⁰⁾。そのほか自衛隊は、米、オーストラリア、インド、英、仏などの軍と能力構築支援での協力や訓練を、太平洋島嶼地域も含めたインド太平洋地域で行なっている。

インド太平洋地域において海洋法秩序が揺らいでいることを踏まえて、日本政府が2013年12月に策定した「国家安全保障戦略」では、国際法とルールに基づく「開かれ安定した海洋」の維持が謳われている。これを具体化するため、安倍晋三首相は2014年5月のシャングリラ会議（アジア安全保障会議）で「法の支配三原則」を提唱し、各国が国際法に照らして正しい主張をすること、紛争解決に力や威圧を用いないこと、紛争の平和的解決を図ることを求めた。2016年8月には「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」という構想を掲げ、(1)法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、(2)経済的繁栄の追求（連結性、経済連携協定／自由貿易協定〔EPA/FTA〕や投資協定を含む経済連携の強化）、(3)平和と安定の確保（海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援）の推進を行なっている⁽³¹⁾。FOIPに関しては、米・インド・オーストラリア・英・仏・ASEANなども賛同し、ルールに基づく海洋秩序の維持の重要性についても確認されている。

日本の海洋安全保障政策の課題として残っているのは、まずバシー海峡の警戒監視が盲点として残っていることが指摘できる。東シナ海と西太平洋における中国のミサイル脅威への対処も大きな課題となっている。南シナ海においては、能力構築支援が非伝統的安全保障分野にとどまらざるをえないが、中国の活発な海洋活動に鑑みれば、沿岸国の海洋状況把握（MDA）の能力向上が急務である。ロンボク海峡やスダ海峡における中国の潜水艦の動向を監視するための取り組みも重要である。加えて、南シナ海でのハイエンド（高烈度）紛争への対処も検討する必要がある。さらに、中国がインド洋や太平洋島嶼国で整備している港湾が人民解放軍によって独占的に使用されることがないようにすることも必要である。そして、インド太平洋地域における海洋法秩序を維持し、中国に独自の国際法解釈を改めさせることが長期的な課題である。

3 日本が今後取り組むべき課題

日本が今後どのような対処を行なうべきか検討する前に、冷戦期の例をみてみよう。1960年代末に、英国がスエズ以東から軍を撤退させ、力の真空地帯となったインド洋にソ連が太平洋から進出して西側同盟国のシーレーンを脅かしたため、米国は1972年に太平洋軍の担任区域をそれまでの太平洋だけでなくインド洋にまで広げることになった⁽³²⁾。米軍がインド洋での任務を拡大するなか、西太平洋における防衛力の強化が求められた日本は、宗谷・津軽・対馬の3海峡で警戒監視能力、対潜水艦能力、対艦攻撃能力を強化し、ソ連の太平洋艦隊を事実上日本海に封じ込め、それによってシーレーンの安全確保に貢献することができた⁽³³⁾。

中国が目指す9海峡のうち、5つは日本の領海か排他的経済水域（EEZ）で、自衛隊が常に警戒監視を行なっているため、3海峡封鎖という冷戦期の経験は中国の海洋進出に対しても

一部有効である。しかし、残りの4海峡は他国の海域であり、中国のA2/AD能力も飛躍的に向上しているため、9海峡すべてを常に監視下に置き、有事に封鎖することは事実上不可能である。このため、日本は南西諸島の防衛の強化や、南シナ海・インド洋での自衛隊のプレゼンス強化に加えて、FOIP構想に基づく、海洋における法の支配の確立と沿岸国への能力構築支援によって、中国の海洋進出に対処している。

日本が今後取り組むべき課題は、まずバシー海峡の監視能力の向上である。特に、南シナ海からバシー海峡を抜けて南西諸島に接近する中国機の動きを監視する必要がある。そのためには、フィリピンおよび台湾との協力が不可欠である。フィリピンに対しては、MDA面での能力構築支援を米国とも連携しながら行なっており、日・フィリピンおよび日・米・フィリピンの枠組みでの連携も始まっている⁽³⁴⁾。一方、日本と台湾の安全保障協力は政治的に敏感な問題であり、ほとんど進んでいないのが実情である。しかし、人民解放軍の台湾周辺での活動は今後も活発に続いていくと考えられるため、少なくとも米国を介した情報共有の枠組みを検討する必要がある。自衛隊と台湾軍の部隊同士の交流にまで踏み込めればさらに望ましい。

中国のミサイル脅威への対処に関しては、日本は総合的なミサイル防空能力の構築を目指している。しかし、中国の飽和ミサイル攻撃に対処するためにはさらなる取り組みが必要である。既存の施設の抗堪性^{こうたんせい}の向上や分散に加えて、中国のミサイル攻撃のターゲティングを困難にさせる観点から、地上配備型の新たな中距離ミサイルの共同開発や日本への配備について、中距離核戦力（INF）廃絶条約を離脱した米国と検討するべきである。特に、地上配備型の中距離巡航ミサイルは運搬手段が安価で、リロードも容易であることから、中国のミサイル戦力の脅威を相殺するのに適している。

南シナ海では、沿岸国のMDA向上のため、レーダーや哨戒機の整備を支援するべきである。その際、米国だけでなく、オーストラリアや英国、フランスなどと協力することが望ましい。加えて、衛星を利用した海洋監視システムを導入し、日本周辺海域だけでなく、南シナ海などグローバルな海域のリアルタイムな監視を行なうことが検討されているが⁽³⁵⁾、衛星だけでなく洋上のブイや沿岸国が運用する哨戒機や無人機など、さまざまなセンサーを統合するべきである。ロンボク海峡やスンダ海峡での中国潜水艦の監視についても、沿岸国の対潜水艦戦能力の向上に日・米・オーストラリア・インドが協力して行なうべきで、インドネシアと対潜水艦戦能力向上のための訓練を行なうことも効果的である。南シナ海におけるハイエンド紛争への対処としては、重要影響事態（日本の平和および安全に重要な影響を与える事態）に認定された際の後方支援などに関する日米協力を想定した訓練を行なうべきである。

インド洋や太平洋島嶼国での中国の港湾整備については、米国や友好国と連携しながら戦略的な寄港を行なうとともに、「債務の罠」に陥りつつある沿岸国への経済的支援を行なうべきである。ソロモン諸島は中国の圧力に屈して台湾と断交し、中国と国交を結んだが、州政府が島を中国に75年間貸与しようとしたところ、中央政府がこれを無効とした⁽³⁶⁾。この事例は、中国の債務の罠を恐れている被援助国があるということであり、脆弱な沿岸国支援の必要性も示している。米国やオーストラリアなどと協力し、中国と太平洋島嶼国を結ぶスルー海とセレベス海でのプレゼンスを強化するとともに、フィリピン、マレーシア、インドネ

シアとの海洋安全保障協力も強化するべきである。

最後に、海洋法秩序の維持のため、FOIP構想を着実に実施するとともに、中国に海洋法の解釈に関する二重基準を認めないことが重要である。中国は東シナ海や南シナ海では国際法の独自の解釈によって他国の航行の自由と上空飛行の自由を制限しているが、太平洋やインド洋では海洋法に基づく航行の権利を享受している。米国は航行の自由作戦を行ない、国際法が認める範囲で自らの権利を行使し、中国の過剰な管轄権の主張に対抗しており、オーストラリアやフランス、英国などの海洋国家も同様の作戦を行なうようになっている。日本は自衛隊の南シナ海でのプレゼンスの強化を行なっているが、より敏感な海域での作戦を行なうべきである。特に、中国が東シナ海での独自の主張に基づく活動を増加させていることに鑑み、中国が日本の周辺海域で領海侵犯など受け入れがたい行為を行なった際に、日本も西沙諸島や南沙諸島の周辺海域、さらには台湾海峡で航行の権利を行使し、中国の二重基準を認めない姿勢を示す必要がある。

結びに代えて

本稿では、中国の太平洋とインド洋への進出に対処すべき課題を取り上げた。中国は太平洋方面ではA2/AD能力を相当高めているが、インド洋では中国の海軍はまだまだ脆弱である。しかし、中国は2035年までに軍の近代化を完成させ、今世紀中葉には世界一の国家になることを目指している。いずれ、インド洋でも海軍力を増強させるだろう。このため、長期的観点からは、中国の海軍力への投資を太平洋とインド洋に分散させ、どちらの大洋でも中国が強くなりすぎないようにすることが必要となるだろう。そのために、日本は米、インド、オーストラリア、英、仏、ASEANなどとの間で、戦略対話を深める必要がある。

- (1) 「泳ぎ出る巨龍——九つの門」『朝日新聞』2010年12月27日。
- (2) 防衛省『令和元年版防衛白書——日本の防衛』、2019年9月、70–73ページ参照。
- (3) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2018*, May 16, 2018, p. 119.
- (4) 前掲『令和元年版防衛白書』、73ページ。
- (5) The Ministry of National Defense of Taiwan, *National Defense Report 2017*, December 2017, p. 44.
- (6) 『令和元年版防衛白書』、72ページ、統合幕僚監部「中国海軍艦艇の動向について」2018年4月21日、https://www.mod.go.jp/js/Press/press2018/press_pdf/p20180421_01.pdf。
- (7) 「中国空母が台湾一周——首脳会談前に米けん制か」『日本経済新聞』2019年6月25日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO46556010V20C19A6910M00/>。
- (8) 『令和元年版防衛白書』、73–74ページ。
- (9) 統合幕僚監部「中国機及びロシア機の東シナ海及び日本海における飛行について」2019年7月23日、https://www.mod.go.jp/js/Press/press2019/press_pdf/p20190723_01.pdf。
- (10) 『令和元年版防衛白書』、75–77ページ。
- (11) 『令和元年版防衛白書』、77ページ。
- (12) Office of the Secretary of Defense, op. cit., p. 62.
- (13) Office of the Secretary of Defense, op. cit., p. 66.
- (14) たとえば、Nicholas Szechenyi, ed., “China’s Maritime Silk Road: Strategic and Economic Implications for the

- Indo-Pacific Region,” CSIS, March 2018, https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/180404_Szechenyi_ChinaMaritimeSilkRoad.pdf?yZSpudmFyARwCjHjNj3metxXnEksVX3 を参照。
- (15) 『令和元年版防衛白書』、77-78 ページ。
 - (16) 中国公船の尖閣諸島周辺での活動については、海上保安庁ホームページ「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」参照、<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>。
 - (17) 外務省ホームページ「中国国防部による『東シナ海防空識別区』の発表について（外務大臣談話）」2013年11月25日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page4_000293.html。
 - (18) 『令和元年版防衛白書』、72 ページ。
 - (19) 永井央紀「鹿児島沖のトカラ海峡、中国の『国際海峡』主張が火種——日本政府は『認められず』軍艦派遣の継続を警戒」『日本経済新聞電子版』2016年6月21日、https://www.nikkei.com/article/DGXLASFS20H6A_Q6A620C1PP8000/。
 - (20) Tetsuo Kotani, “The South China Sea Arbitration: No, It’s Not a PCA Ruling,” *Maritime Issues*, November 17, 2016, <http://www.maritimeissues.com/south-china-sea-arbitration-ruling/the-south-china-sea-arbitration-no-its-not-a-pca-ruling.html>。
 - (21) 八塚正晃「中国の太平洋島嶼国への進出と『一帯一路』構想」『NIDS コメンタリー』第73号（2018年5月25日）、<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary073.pdf>。
 - (22) 日本政府「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」2013年12月、15-21 ページ。
 - (23) 統合幕僚監部「平成30年度の緊急発進実施状況について」2019年4月12日、https://www.mod.go.jp/js/Press/press2019/press_pdf/p20190412_01.pdf。
 - (24) 自衛隊関係者への筆者によるインタビュー、2019年4月5日。
 - (25) 日本政府「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」2018年12月、9-26 ページ。
 - (26) 防衛省「日米防衛協力のための指針」2015年4月27日、https://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/shishin/shishin_20150427j.html。
 - (27) 外務省「日・フィリピン首脳会談」2016年10月26日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001861.html。
 - (28) 『令和元年版防衛白書』、364 ページ。
 - (29) 海上自衛隊「護衛艦『いずも』『さざなみ』の長期行動（2017年）」日付なし、<https://www.mod.go.jp/msdf/operation/cooperate/izumo-sazanami/>。
 - (30) 『令和元年版防衛白書』、362 ページ。
 - (31) 外務省「概要説明：自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific）」、2018年12月20日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>。
 - (32) 小谷哲男「中国と太平洋軍」、土屋大洋編『アメリカ太平洋軍の研究——インド・太平洋の安全保障』、千倉書房、2018年、121-140 ページ。
 - (33) 詳しくは、小谷哲男「シーレーン防衛——日米同盟における『ヒトとヒトの協力』の展開とその限界」『同志社法学』58巻4号（2006年）を参照。
 - (34) 米軍関係者への筆者によるインタビュー、2019年3月4日。
 - (35) 総合海洋政策本部「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組の概要」、総合海洋政策本部会合（第15回）資料、2016年7月26日、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai15/shiryou1_1.pdf。
 - (36) 「ソロモン諸島の島丸ごと賃貸、中国企業の契約は『無効』現地政府」『AFP』2019年10月25日、<https://www.afpbb.com/articles/-/3251380>。

こたに・てつお 日本国際問題研究所主任研究員／
明海大学准教授